

第2回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(平成30年5月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について |
| 第4 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第5 | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第6 | 議案第4号 土地の現況証明書の交付について |
| 第7 | 議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について |
| 第8 | 議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について |
| 第9 | その他 |

◎出席委員 (7名)

- | | |
|-----|-------|
| 2番 | 瓜田 晃 |
| 3番 | 荒谷 和江 |
| 6番 | 菅野 能弘 |
| 7番 | 神野 充布 |
| 8番 | 杉田 文枝 |
| 9番 | 藤本 博 |
| 10番 | 外崎 敬雄 |

◎欠席委員 (3名)

- | | |
|----|--------|
| 1番 | 樋口 國先 |
| 4番 | 山下 博史 |
| 5番 | 長谷川 和夫 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 川端秀司 |
| 事務局次長 | 中村 稔 |
| 係長 | 村田絵美 |

◎開会宣言

外崎会長 ただいまの出席は7名です。1番樋口委員、4番山下委員、5番長谷川委員から欠席するとの申出がありました。定数に達しておりますので、ただいまから第2回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

外崎会長 <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に2番瓜田委員、3番荒谷委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 ご異議がないようでありますので瓜田委員、荒谷委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

外崎会長 <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田係長 はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 2ページをお開きください。第1回総会以降の経過報告になります。5月1日、美深町農用地利用改善協議会総会、役場大会議室で開催されまして、藤本代理、川端局長、私が出席をしています。総会では、平成29年度の経過報告と決算報告、平成30年度の事業計画等の説明がありました。2日、地域担い手育成総合支援協議会幹事会と、新規就農者等指導委員会が農業振興センターで開催されまして、川端局長、中村次長、私が出席をしています。幹事会ではこれまでの経過報告と平成30年度通常総会の議案についての協議、〇〇地区で新規就農を希望されている〇〇〇さんと〇〇〇さん夫妻の紹介をしています。〇〇〇さんは、〇〇〇の〇〇〇〇さんの息子さんになりまして、5月7日から新規就農者の見極め研修として研修を始めています。指導委員会でも〇〇〇さんの紹介と新規就農者の経営状況の報告、新規就農者等の相談会があります農業人フェアの参加について説明がありました。7日、農業後継者育成推進協議会幹事会が役場中会議室で開催されまして、川端局長、中村次長、私が出席をしています。こちらは総会に向けての議案の協議となっております。9日、第3回臨時会、役場議場で行われまして、川端局長、中村次長が出席をしています。14日、農業後継者育成推進協議会定期総会と、地域担い手育成総合支援協議会定期総会が農業振興センターで開催され、外崎会長、川端局長、中村次長と私が出席をしています。それぞれ、平成29年度の事業報告と決算報告、平成30年度の事業計画について協議を行っております。

18日、現地調査第2班、19日、現地調査第1班が行われております。2班は△△△、〇〇地区で行われ、外崎会長、樋口委員、菅野委員、神野委員、中村次長が調査を行っております。第1班は△△地区で、瓜田委員、荒谷委員、山下委員、長谷川委員、杉田委員、中村次長が行っております。今回の現地調査は、議案第4号の現況証明の交付のための調査です。△△△地区は〇〇〇〇さん、〇〇地区は〇〇〇〇さん、〇〇地区は〇〇〇〇さんです。21日から23日、農業者年金業務新任職員研修会及び平成30年度市町村農業委員会職員基礎研修会が札幌市で開催されまして、中村次長が出席をしました。25日、本日、第2回農業委員会総会です。3ページをお開きください。第2回総会以降の予定です。5月29日から31日、平成30年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会在東京都で開催され、外崎会長が出席します。31日、地域担い手育成総合支援協議会スマート農業研修会と、地域担い手育成総合支援協議会幹事会と、新規就農者等指導委員会と、美深町農業経営改善指導委員会が農業振興センターで開催されます。事務局で対応します。6月18日、第2回定例会、一般質問、提案説明が役場議場で行われ、外崎会長、川端局長、中村次長が出席をします。20日、第2回定例会、議案審議が役場議場で行われ、外崎会長、川端局長、中村次長が出席します。6月下旬、全道結婚相談研究会議が札幌市で開催される予定でして、案内が届きましたら幸せつかませ隊～縁結びプランナーの外崎会長、荒谷委員、杉田委員へご連絡いたします。第3回の農業委員総会ですが、6月25日に開催したいと思っておりますがよろしいでしょうか。それでは、6月25日に開催したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。報告以上です。

外崎会長

ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。
ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

外崎会長

<日程第3>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限で参与することができない委員がおります。

はじめに、整理番号19番を説明いたしますので、7番神野委員ご退席ください。

(神野委員退室)

外崎会長

それでは、事務局より説明願います。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

4ページになります。

議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美深町長より決定を求められた平成30年度第2号農地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 19 番、貸主、字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積〇〇, 〇〇〇㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 6 月 28 日から平成 35 年 6 月 27 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円です。新規の案件ですが、賃貸の期間が 6 月 28 日からとなっております。6 月 27 日までは〇〇〇〇さんが農用地利用集積計画で賃貸借を行っておりますので、賃貸期間が切れてからの設定となります。説明以上です。

外崎会長

整理番号 19 番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等ないようでありますので、整理番号 19 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。

(神野委員入室)

外崎会長

続いて整理番号 20 番から 28 番について事務局より説明願います。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

続きまして整理番号 20 番から説明します。

整理番号 20 番、貸主、〇〇市△△△条〇〇丁目△番△△号 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△5番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡、他〇筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 6 月 26 日から平成 40 年 6 月 25 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。継続の案件です。

5 ページになります。

整理番号 21 番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 5 月 26 日から平成 33 年 5 月 25 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。新規の案件です。

整理番号 22 番、貸主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇さん、借主、字〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 5 月 26 日から平成 33 年 5 月 25 日まで、小作料は反当り△△△円、年額△△, △△△円です。新規の案件です。

6 ページになります。

整理番号 23 番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 5 月 26 日から平成 36 年 5 月 25 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。新規の案件です。

整理番号 24 番、譲渡人、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿

畑、現況畑、面積△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は平成 30 年 5 月 26 日、対価の支払期限は平成 30 年 6 月 25 日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格総額△△△, △△△円、反当り△△, △△△円です。

整理番号 25 番、貸主、○△丁目△番地 ○○○○○さん、借主、字○○○△△△番地 ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 5 月 26 日から平成 33 年 5 月 25 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円です。新規の案件としていますが、前回総会で農地法 3 条による賃貸借の解約をされた土地になります。売買のための解約でしたが、価格の折り合いがつかなかったため賃貸となりました。

7 ページをお開きください。

整理番号 26 番、貸主、字○○○△△△番地 ○○○○さん、借主、字○○△△△番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○○△△△4 番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 5 月 26 日から平成 35 年 5 月 25 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。新規の案件です。○○○○さんですが、離農されるということで土地の賃貸借がありました。他に△件、農地の賃貸借の案件があったのですが、地目の現況が山林や原野となっている地番があったため、整理しまして来月の総会に提出します。

整理番号 27 番、貸主、○市○○○○西○丁目△△△ ○○○○さん、借主、字美深△△△番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 5 月 26 日から平成 35 年 5 月 25 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。新規の案件です。

整理番号 28 番、譲渡人、字○○△△△番地 ○○○○さん、譲受人、字○○△△△番地△ ○○○○さん、土地の所在、美深町字○○△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は平成 30 年 5 月 26 日、対価の支払期限は平成 30 年 12 月 25 日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格総額は△△△, △△△円、反当り△△, △△△円です。説明以上です。

外崎会長

外崎会長

整理番号 20 番から 28 番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

外崎会長

(全員の挙手あり)

全員賛成です。

よって議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

外崎会長

<日程第 4>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会事務局会議規則第 16 条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。6 番菅野委員ご退席ください。

(菅野委員退席)

外崎会長 それでは事務局より説明願います。

村田係長 はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 8ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので議決を求めます。
整理番号4番、貸主、〇〇県△△市〇〇〇△△△〇△番地 〇〇〇〇さん、借主、字東△条北△丁目△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡です。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円、期間は平成30年5月26日から平成40年5月25日までです。権利移転理由は、貸主は農地の貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。説明以上です。

外崎会長 整理番号4番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、整理番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 全員賛成です。

(菅野委員入室)

外崎会長 続いて整理番号5番から7番について事務局より説明願います。

村田係長 はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 9ページをお開きください。
整理番号5番、貸主、字〇〇△番地 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△〇〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡です。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円、期間は平成30年6月1日から平成35年5月31日です。権利移転の理由は、貸主は労働力不足のため貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。
整理番号6番、貸主、〇△条〇△丁目△△番地△△ 〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△〇〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡です。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日までです。権利移転の理由は、貸主は労働力不足のため貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。
10ページになります。
整理番号7番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△〇〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡です。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△, △△△円、年額△△

△, △△△円、期間は平成 30 年 6 月 1 日から平成 40 年 5 月 31 日までです。権利移転の理由は、貸主は労働力不足のため貸し付けをする、借主は規模拡大のため借り受けるです。説明以上です。

外崎会長 整理番号 5 番から 7 番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 全員賛成です。よって、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

外崎会長 <日程第 5>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田係長 はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 11 ページをお開きください。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条の規定による許可申請が、次のとおりありましたので議決を求めます。

整理番号 2 番、土地の所有者、○△条○△丁目△△番地△ ○○○○○○
○○ ○○○○○ ○○○○○さん、転用者、○○市○△△○○△丁目△
△番地△△ ○○○○さん、土地の表示、美深町○△条○△丁目△△番△
△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡、転用の目的は一般住宅建設、
転用の理由は、本地は都市計画区域内で住宅地に適した位置にあり、仕事
への通勤が不便なため、美深町の本件土地に住宅を建て居住したいです。
計画の内容は、住宅の建築面積△△. △△㎡、所要面積△△△. △△㎡、駐
車場の所要面積△△㎡、所要面積合計△△△. △△㎡、工事計画期間は平
成 30 年 6 月 30 日から平成 30 年 8 月 30 日までです。農地法 5 条による許
可申請で、権利移動を伴う転用許可の申請となります。許可相当の議決後、
農業会議に諮問を行い、結果を持って許可申請書の発行となります。説明
以上です。

外崎会長 議案第 3 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑がないようでありますので、議案第 3 号農地法第 5 条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

◎日程第 6 議案第 4 号

外崎会長

<日程第 6>議案第 4 号土地の現況証明書の交付についてを議題に供します。事務局より説明を願います。

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

12 ページをご覧ください。議案第 4 号土地の現況証明書の交付について、土地の現況証明願いが次のとおりありましたので、証明書の交付の可否について議決を求めます。

整理番号 1 番、願出人、所有者共に、字〇〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇〇△△番△△、地目、公簿畑、現況農地・採草放牧地以外、面積△△△㎡、利用状況は平成△△年から不耕作、調査年月日は平成 30 年 5 月 18 日、調査委員は記載のとおりです。調査結果としましては、農地・採草放牧地以外とは認められないとなっております。状況ですが、別紙資料の①になりますが、上の写真は△△番△△の写真、下は場所になります。上の写真では木などは生えてなく、雑草等は生えているものの耕作可能な土地と判断しております。

整理番号 2 番、願出人、所有者共に、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況農地・採草放牧地以外、面積△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡、利用状況は平成△△年から不耕作、調査年月日は平成 30 年 5 月 18 日、調査委員は記載のとおりです。調査結果ですが、別紙資料②と③になります。△△番△と△△番△については、農地・採草放牧地以外と認められましたが、△△番△については、△△-△①の写真は、地籍図の中央付近から△△-△に向かって撮った写真です。△△-△②は、隣接する△△-△から△△-△へ向けて撮った写真です。△△-△①の写真を見ていただくと木などは生えておらず、耕作可能と認められます。この△△-△①の場所ですが、地籍図の△△-△と数字の書かれたところに縦に 1 本線があります。この線の右側が耕作可能と認められる場所となっております。反対側の△△-△②の写真は木も生えており農地・採草放牧地以外と認められますが、△△番△は大きな面積の地番となっており、地番全体から見ると右側は農地・採草放牧地以外と認められないので、今回の〇〇さんの現況証明書交付願いについては交付できないと判断しております。改めて、△△番△と△△番△だけの現況証明書交付願いの提出がありましたら交付可能と判断し、交付いたします。整理番号 2 番については、以上です。続きまして 13 ページになります。

整理番号 3 番、願出人、所有者共に、〇△条〇△丁目 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿牧場、現況農地・採草放牧地以外、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡、利用状況は昭和△△年から平成△△年から不耕作、調査年月日は平成 30 年 5 月 19 日、調査委員は記載のとおりです。調査結果ですが、別紙資料④になります。写真と裏面に場所を記載させていただいております。④の写真の状況からみまして樹木が生えており、山林と思われることから農地・採草放牧地以外と認められますので、〇〇さんの現況証明書の交付願いについては、交付可能と判断しております。説明以上です。

| | |
|------|--|
| 外崎会長 | 議案第 4 号土地の現況証明書の交付について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。 ございませんか。 |
| | (「なし」という者あり) |
| 外崎会長 | ご質疑等がないようでありますので、整理番号 1 番及び 2 番については交付を否とする、整理番号 3 番については交付を可とすることと決定することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (全員の挙手あり) |
| 外崎会長 | 全員賛成です。 よって、議案第 4 号土地の現況証明書の交付については、整理番号 1 番及び 2 番については交付を否、整理番号 3 番については交付を可とすることに可決されました。 |

◎日程第 7 議案第 5 号

| | |
|------|---|
| 外崎会長 | <日程第 7>議案第 5 号平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題に供します。事務局より説明いたします。 |
| 中村次長 | はい、次長。 |
| 外崎会長 | はい、次長。 |
| 中村次長 | それでは、14 ページをお開きください。議案第 5 号平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められた平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の可否について審議を求めます。1、点検・評価(案)、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)としまして 15 ページをご覧ください。読み上げてご説明申し上げます。平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、I 農業委員会の状況です。これにつきましては、平成 30 年 3 月 31 日現在の農業の概要でございます。耕地面積から農地台帳面積まで数字が記載されておりますが、この数字につきましては、農林業センサスに基づいて記入、若しくは農業委員会調べでございます。中段の表の総農家数から認定農業者の数についても、農林業センサス、または、農業委員会調べでございます。農地台帳面積合計 5,010ha、経営耕地面積合計 4,817ha、農地台帳面積合計 4,953ha です。その下の表は農家数の状況になります。総農家数 170 戸、自給的農家数 12 戸、販売農家数 158 戸、内訳は主業農家数 107 戸、準主業農家数 18 戸、副業的農家数 33 戸、これは農林業センサスに基づいて記入をしております。その隣、農業就業者数 357 人の中に女性の方 176 人、40 代以下 93 人となっております。更に右の表になります。認定農業者 123 経営あります。認定新規就農者 5 経営、農業参入法人 10 経営、集落営農経営 2 経営となっております。次に、農業委員会の現在の体制です。29 年度につきましては旧制度に基づく農業委員会、7 月 20 日を境に新制度に基づく農業委員会ということで、2 つの表に数字が入っております。上の旧制度に基づく農業委員会の体制はご覧のとおりとなっております。以前は選挙で選ばれた選挙委員の方が定数 6 名に対して実数 6 名、選任委員の方、それぞれ団体推薦の委員の方が 4 名、合計 10 名となっております。7 月 20 日に新しい新制度に基づく委員ということで、定数変わらず 10 名、実数 10 名になります。内訳としまして、認定農業者 7 名、女性の方 2 名、40 代以下 3 名、中立委員 1 名、ダブル方もいらっしゃいますので、合計はあ |

いませんが実数 10 名ということでございます。次のページになります。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化でございます。1 現状及び課題としまして、3 月現在、美深町管内の農地面積 5,010ha、これまでの集積面積 4,138.7ha、集積率は 82.6%ということです。課題としましては、担い手に集積を進めているが、個々の経営面積が増加し、規模拡大に限界が生じつつあるため集積率は伸びていないという実態があります。地域農業を支える新たな担い手の育成、確保が求められております。2 平成 29 年度の目標及び実績につきましては、集積目標 4,188ha に対しまして、集積実績 4,138.7ha、うち新規実績は 0ha、達成状況は 98.82%でございます。3 目標の達成に向けた活動、活動計画、活動実績はご覧のとおりですが、年間を通して担い手への集積を図るといふ計画に対しまして、人・農地プランを見直す中で担い手への集積を図るよう利用促進に努めたとなります。4 目標及び活動に対する評価でございます。目標に対する評価は、担い手の規模拡大の意向について、関係機関と連携をした取り組みの中で把握することが必要である。活動に対する評価については、担い手への利用集積が可能な農地の把握を行い、利用集積に向けた活動につなげることができたとさせていただきます。次のページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。現状及び課題ですが、新規参入の状況を 26 年度から 28 年度まで載せております。26 年度 1 経営体で荒瀬さん、27 年度が 1 経営体で杉島さん、28 年度が 1 経営体で河津さんとなっております。課題としましては、農業技術の取得、資金面等含めて安定した経営までには 5 年以上の年数がかかる。2 平成 29 年度の目標及び実績、参入目標 1 経営体に対しまして、実績 2 経営体、達成状況につきましては 150%。この 2 経営体につきましては、高橋さんと染川さんとなっております。3 目標の達成に向けた活動です。活動計画は、通年、関係機関と連携して新規就農に向けた相談等に応じる。活動実績は、関係機関と連携を図った。4 目標及び活動に対する評価、目標に対する評価は、農協を始め関係機関と連携を図り達成できた。活動に対する評価につきましても関係機関と連携を図り、新規就農につなげることができた。18 ページお開きください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価、これは 3 月現在でございます。美深町管内の農地面積 5,010ha に対しまして、遊休農地面積 0ha、割合 0%、課題としまして、農業従事者の減少や離農等により、農地の有効利用を図ることが年々難しくなると記載しております。2 平成 29 年度目標及び実績でございますが、解消目標、年度当初 2.7ha の遊休農地がありますが、去年 1 年間で 2.7ha の面積が解消したという結果になってございまして、達成状況は 100%という結果になりました。3、2 の目標の達成に向けた活動であります。計画では農地の利用状況調査を 8 月から 9 月に行い、10 月から 11 月までに取りまとめます。調査方法は、町の農務課と農業委員により実施、農地の利用意向調査については、12 月から 1 月までとしております。実績につきましては、8 月に農地の利用状況調査を実施し、8 月から 9 月で調査結果を取りまとめしております。農地の利用意向調査は、調査数 3 筆、調査面積 2.7ha です。4 目標及び活動に対する評価、今までの遊休農地につきましては、全て解消し、目標を達成することができたという評価にさせていただきます。次のページをご覧ください。Ⅴ違反転用への適正な対応、3 月現在違反転用面積はございません。課題として、現在把握している違反転用はありませんが、今後も発生防止に向け継続した農地パトロールの実施が引き続き必要であるとさせていただきます。活動計画・実績及び評価ですが、違反転用に対する日常の監視を強化する、早期対応、解決するといった計画をたてておまして、実績については、町及び農業委員に参加をいただいて調査を行った。活動に対する評価につきましては、農業委員によります日常の監視等が早期対応、解決につながるものである。20 ページにつきましては、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということでございます。農地法第 3 条に基づく許可事務は、29 年度 1 年間の処理件数 9 件、うち許可 9 件、不許可 0 件でございます。点検項目につきましては、以下のとおりです。左の方から事実関係確認、総会等での審議、申請者への審議結果の通知、審議結果等の公表は、法令に基づき行っております。その下、2 農地転用に関する事務

です。平成 29 年度に行った処理件数 4 件でございます。点検項目、事実関係の確認、総会等での審議、審議結果等の公表は、法令に基づきまして、総会終了後に事務処理を行ってございます。次のページをお開きください。21 ページになります。3 農地所有適格法人からの報告対応でございます。現在美深町には 10 法人の農地所有適格法人がございます。それぞれ、農業委員会と連絡をとりまして適切な事務を進めてございます。4 情報の提供等ですが、点検項目は賃借料情報の調査・提供、実施状況は 29 件、平成 30 年 2 月にホームページで公表してございます。続きまして、農地の権利移動等の状況把握です。実施状況としまして、調査対象権利移動等 10 件、取りまとめ時期は平成 30 年 1 月、これにつきましては、議事録で公表をいたしてございます。農地台帳の整備、実施状況整備対象農地面積 5,010ha、これは、総会終了後にデータを更新し、農地情報公開システムにより公表をしてございます。続きまして 22 ページをご覧ください。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特にございませんでした。事務の実施状況の公表等については、総会等の議事録につきましては、ホームページで公表してございまして、平成 29 年度は、翌年の 6 月 30 日までに公表するとなっておりますので、それに向けて事務処理をしたいと思います。農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、1 件提出、活動計画の点検・評価の公表につきましては、ホームページで公表しているでございます。以上、早口で聞き取りにくかったかと思いますが、議案第 5 号の説明といたします。

外崎会長

議案第 5 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ございませんか

村田係長

はい、係長。

外崎会長

はい、係長。

村田係長

補足ですが、平成 29 年度の点検・評価（案）については、昨年度農業者に意見、募集を行い、次の総会で報告をしていたのですが、意見・募集を行っても農業者の意見がないこと、農業委員の活動の中で農業者の意見が集約されていることから改めて農業者の意見を求めないで、今回可決されましたらホームページで公表したいと思います。

中村次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

中村次長

ひとつ訂正がございまして、17 ページをお開きいただけますでしょうか。17 ページの真ん中に、平成 29 年度の目標実績という表がございまして。この右の方に達成状況がございまして、%が間違っておりまして、150%ではなく、2 倍になりますので 200%、その下の 150%が 201%に訂正をお願いします。

外崎会長

他にございませんか。

8 番

杉田委員

はい。

外崎会長

8 番、杉田委員。

8 番

杉田委員

たびたびすいません。この結果はどこかに提出されるのですか。

中村次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

| | |
|------------|---|
| 中村次長 | これは、提出いたします。6月30日までに総会を経たものを提出しなければいけませんし、ホームページで公表しなければいけないという決まりになってございます。 |
| 8番 杉田委員 | 書類として、提出もするのですか。道などの機関には。 |
| 中村次長 | この計画や実績には遊休農地の内容などいろいろな項目がありまして、これからの各種調査で提出いたしますし、全体の目標や実績については、6月末までに道に提出することになってございます。 |
| 8番 杉田委員 | ありがとうございます。 |
| 外崎会長 | 他よろしいですか。 他にご質疑等がないようでありますので、議案第5号について賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり) |
| 外崎会長 | 全員賛成です。よって、議案第5号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については、原案のとおり可決決定いたしました。 |

◎日程第8 議案第6号

| | |
|------|---|
| 外崎会長 | <日程第8>議案第6号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題に供します。事務局より説明を願います。 |
| 中村次長 | はい、次長。 |
| 外崎会長 | はい、次長。 |
| 中村次長 | それでは23ページをお開きください。議案第6号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められました平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の可否について審議を求めます。1活動計画(案)、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)は次のページからの記載のとおりです。2公表の方法、町ホームページへ掲載です。24ページお開きください。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。I農業委員会の状況につきましては、平成30年4月1日現在でございますが、1農家・農地等の概要については、29年度末と数字は変わっておりません。2農業委員会の現在の体制につきましては、30年度以降は新制度に基づく農業委員会のみ記載となっておりまして、任期満了は平成32年7月19日です。次のページをお開きください。II担い手への農地の利用集積・集約化です。現状としまして3月現在の数字となっております。管内面積5,010ha、これまでの集積面積4,138.7ha、集積率82.6%です。平成30年度の目標及び活動計画であります。集積率は目標4,188ha、去年達成できませんでしたが、30年度目標ということで、数字を記載させていただいております。目標設定の考え方が、離農農家の農地を担い手に集積推進をする。活動計画については、通年、円滑な権利設定・移転ができるよう、農業経営基盤強化促進法に基づく集積等を推進するです。III新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。参入の状況は、先ほどの計画・実績の数字を記載させていただいております。課題としまして、就農後には、研修中には予測できないことが発生したりするため、営農技術の取得、資金面等を含めて安定した経営までには5年以上がかかるです。29年度に就農された方が、健康の面で予測でき |

ないこともあり、これを含め新規就農者が安定した経営を行うまでには時間が必要としています。平成30年度の目標及び活動計画です。目標としましては1経営体、参入面積は30haということで、活動計画としましては、通年、新規就農に向けた相談等に対応します。26ページになります。遊休農地に関する措置です。これは3月現在の現状ということで、ご覧の表となっております。遊休農地面積0ha、全て解消しております。平成30年度の目標及び活動計画、目標は遊休農地の解消面積0、農地の利用状況調査は、町農務課と農業委員により8月から9月に調査を考えてございます。遊休農地は解消されておりますが、把握漏れもあるかもしれませんので、これについては、例年どおり行いたいと思います。V違反転用への適正な対応でございます。違反転用面積0、現在、把握している違反転用はありませんが、今後も、発生防止に向け継続した農地パトロール等が必要であり、遊休農地調査とあわせ行いたいと思います。最後になります。30年度の活動計画ということで、26ページ下に記載されております。農業委員会だよりを通して農地転用に関する情報を提供する。農業委員の違反転用に対する日常の監視を強化する。農地法第30条に基づく農地利用状況調査時に違反調査を徹底する。以上で平成30年度に向けました計画といたします。なお、今日提案したものにつきまして、6月30日までに公表するという事になってますので、この総会を経て公表することにはなりますが、若干数字等の訂正がありましたら事務局で修正をさせていただくこともご了解願いたいと思います。以上です。

外崎会長

議案第6号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第6号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎日程第9 その他

外崎会長
3番
荒谷委員

<日程第9>その他、委員のみなさまから何かございませんか。

はい。

外崎会長
3番
荒谷委員

3番、荒谷委員。

女性農業者のアンケート調査の集計結果がまとまり、今年は第1回目では何か勉強会をやりましょうということで杉田委員と次長と村田係長と話し合う中で、普及所とも相談しながら女性の勉強会を11月頃に1回設けたいということで決定いたしました。これから冬に向けて進めて参りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

外崎会長

他にありませんか。
なければ事務局。

村田係長

はい、係長。

| | |
|------|--|
| 外崎会長 | はい、係長。 |
| 村田係長 | 事務局から連絡です。6月1日からクールビズが始まります。農業委員会の総会もクールビズということで、ノーネクタイ、ノージャケット、その日の天候に合わせて調整いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 |
| 中村次長 | はい、次長。 |
| 外崎会長 | はい、次長。 |
| 中村次長 | 私の方から今週の月曜から水曜日まで3日間に渡って札幌市で研修に行ってお参りました。月曜日、火曜日2日間に渡って農業者年金の研修会、そして3日目水曜日には農業委員会事務局職員の基礎研修ということで、分厚い書類を3日間にかけてやりました。本当に勉強になりました、まだまだこの部署に来て間もないですが、やっと入口に入ったのかなと気がします。この研修で得た成果を徐々にみなさんにお返しできればなと思いますので、よろしくお願いいたします。以上簡単ではありますが報告に代えさせていただきます。 |
| 外崎会長 | 他にございませんね。 |

◎閉会宣言

| | |
|------|--|
| 外崎会長 | 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第2回総会を終了いたします。 大変お疲れさまでした。 |
|------|--|

※終了 午後14時45分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 2 番

⑩

署名委員 3 番

⑩